

令和2年3月

お客様各位

東予信用金庫

民法（債権法）改正を踏まえた預金規定等の改正等について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月に施行されます民法（債権法）改正を踏まえ、預金規定等を令和2年4月1日（水）より改正と、電子化未実施の規定を電子化いたします。

改正後の規定につきましては、改正前よりお取引のあるお客様に対しても適用させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となる預金規定等

- (1) 共通規定（普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金）
- (2) 決済用普通預金規定
- (3) 定期預金規定
- (4) 定期積金規定
- (5) 定期性総合口座取引規定
- (6) 振込規定
- (7) 貸金庫規定
- (8) 夜間金庫規定
- (9) しんきん個人インターネットバンキング利用規定
- (10) しんきん法人インターネットバンキング利用規定
- (11) ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

※電子化未実施の規定（6）～（11）については、今回の改正とあわせて電子化対応いたします。

2. 改正内容

- (1) 民法改正にかかる対応として、規定の内容を変更することがある旨の条項を追記
- (2) その他、平仄の変更

以 上